

滋賀県環境審議会自然環境部会議事録

日時:平成22年(2010年)2月8日(月)
13時30分～15時30分
場所: コラボしが21 中会議室2

出席委員:

11名中9名出席

出席:生駒委員、岩田委員、岡田委員、須藤委員、檀上委員、寺田委員、濱崎委員、
増田委員、松井委員

欠席:深町委員、松山委員

議題:

1. 第10次鳥獣保護事業計画の変更について(諮問)

議事概要:

事務局:

定刻となりましたので、ただ今から滋賀県環境審議会自然環境部会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中御出席を賜りましてありがとうございます。開催にあたりまして、自然環境保全課長から一言ご挨拶申し上げます。

課長:(あいさつ)

事務局:

議事に入ります前に、当部会の成立について確認させていただきます。当部会の成立には、滋賀県環境審議会条例第6条第6項において準用する第5条第3項の規定により、部会委員の過半数の出席が必要でございます。

本日は委員11名中、8人の出席を頂いております。御欠席をあらかじめ連絡いただいておりますのは、2名ですので、後の1名は、遅れて参加されるものと思っております。したがって、本日の自然環境部会が成立していることを御報告させていただきます。

それでは、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。次第に資料一覧を付けておりますので、御確認をお願いいたします。

本日の議題は、第10次鳥獣保護事業計画の変更でございます。この議題につきまして、御審議いただきたいと思っております。

進行につきましては、滋賀県環境審議会条例第6条第6項において準用する第5条第2項の規定により部会長が議長となると定まっておりますので、部会長、よろしく願いいたします。

部会長：

わかりました。では、お手元の議事次第に従いまして、審議に入りたいと思います。第10次鳥獣保護事業計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(説明)

部会長：

ありがとうございました。ただ今の説明について、御意見・御質問はございますか。

委員：

前回のときにもお願いしていた対象種の見分けについては、対策を講じていただきましてありがとうございます。アライグマとタヌキ、アナグマの見分けはイラスト等できちんと説明すれば大丈夫かと思えます。前回も言いましたが、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラスの見分けが、かなり難しいですね。最近ミヤマガラスが非常に増えていて、滋賀県内でもけっこうな群れがいます。ハシブト、ハシボソが群れの中に混ざっているので場合によっては、設備等で被害に困っていることもあるのではないかと思います。手に取って、サイズと面構えを見ればわかりますが、その差は言葉では表現しにくいです。10年前だったら問題にならなかったんですが、この4～5年ぐんと増えてきて、かなり身近な鳥になってきていますので、一緒にあわせて対象種の見分けについて周知していただければと思います。

この資料「素案の概要」は一般にも配られたりするのですか？

事務局：

そうです。

委員：

じゃあつまらないことですが、「資料2」の「許可対象1」の「方法」の「銃器を使用する方法以外の方法による」とかいてありますが、他の所は「による」がないので、どちらかに揃えたほうがいいですね。

事務局：

「による」を削ります。

委員：

P13のところ、「中小型鳥類」に限って空気銃の使用を認めるということですが、今日、大津市から、有害鳥獣捕獲に際して中型の「獣類」を檻で捕獲した場合に、空気銃の使用は禁止になったので許可はおろさないという話がありました。そうすると、あとは撲殺しかやむを得ないということになるんですかね。

事務局：

ここは変えていない部分ですので、従来からそのようにしているということになります。たとえばアライグマであるとか小型の獣類でしたら炭酸ガスによる殺処分が安楽死ということでも推奨できる方法です。このような方法でやっていただければと市町にはお願いしています。

委員：

撲殺に関してですが、参考までにアメリカの獣医学会が表明しているところによると、撲殺は安楽殺の範疇に入っています。ただし訓練を受けて、その方法をきちんと習得している人がやった場合にのみというのが条件になります。きちんとそういうことが出来る人であれば認められている。それで、日本ではまだそのようになっていないと思います。

委員：

狩猟者でしたら急所はどこか知っていますが、一般の人に言っても難しいのではないかと思います。

委員：

たいがい上から叩くので安楽殺にならなくて苦しめる。本当は後ろから叩くのですが。そのあたりはアメリカでも十分習熟した者がやる場合に限り安楽殺とされています。

部会長：

アメリカではそのような訓練をする学校があるのですか。

委員：

ワイルドライフマネジメント(野生動物保護管理)を教える学校ではやっているようです。

部会長：

日本ではないですね。

委員：

日本では一応獣医師は教わりますが、学校教育としてやっているのは他にはと殺に関する人くらいでしょうか。けっこう技術がいります。さきほど鮎川課長がおっしゃった小型獣が捕獲された場合というのが実は現場では、改正とは別の話ですが、意外と凶暴で困ります。アライグマになると猛獣状態ですから、人の安全も安楽殺も両方考えて、空気銃や麻酔銃などを使えるよう考えていただきたいです。実際、農家さんなどは、水に沈めているということを聞きます。日本でもアメリカでも溺死は安楽死ではないとされています。

委員：

決まったらやむを得ませんけれど、今後の問題として、委員もご存知ですが、最近はかなり強力な空気銃があります。檻では逃げられないから急所を撃ったら一発で死にます。そういうことも考慮していただいたほうがいいと思います。

事務局：

空気銃の威力が最近あがってきているというのは教えていただいています。今直ちに手の付かない部分かもしれませんが、御指摘の件については検討いたします。

委員：

従事者としては、一発でやったほうが気分的にいやな後味が残りませんので、そういった利点もあると思います。

事務局：

ありがとうございます。貴重なご意見として今後の参考にさせていただきたいと思います。

あと、さきほどご指摘のありましたミヤマガラスの件なのですが。

委員：

それに関連してよろしいですか。カラスの問題も委員がおっしゃるとおりで、非常に滋賀県の勢力は拡大しています。この冬場だと、「カラスが群れて困る」というカラスの6～7割、とくにカラスが怖いほどいるという状況になったら、ミヤマガラスの可能性が非常に大きいです。そんな中で、双眼鏡を持ってくちばしやおでこの形をチェックして「どっちだった。じゃあどうしよう」ということは、現場では難しいと思います。したがって、写真を見せるよりは生態的なフォローをする必要があります。ミヤマガラ

スの特徴として、農耕地に群がります。シーズンとしては11～4月半ばです。その間に非常に密集した大きな群れ、50羽ぐらいの小さな群れもありますが、何千羽といった群れが怖いほどにまとまって、田んぼの上を歩いているとか、生態的には特徴があります。ですから見分け方として、写真に加えて、こうした特徴についても周知するのがいいと思います。

それから、もう一つ難しいのは、シラサギの系統ですね。ダイサギとコサギの真ん中の大きさのチュウサギですが、この見分けについては日常的に鳥を見分けているものが器具を持ってやっと見分けられるというものです。そのチュウサギが全国的にもものすごく減少をきたしていますので、かなりきちっと説明した上で許可を出さないといけませんね。そうはいいながらもこの一覧表、今回は具体的に鳥や動物の名前が明記されていて明確で良いと思います。鳥で言えばムクドリ、ヒヨドリ、カルガモなど種名がはっきり出されているものについては、申請が来た段階で、指導してやってほしいですね。

部会長：

結局、ミヤマガラスの件というのは、鳥獣による被害発生予察表の作成ということで、今、ハシボソとハシブトという2種類が入っていますが、そこにミヤマガラスも入れたりする必要はあるんでしょうか。

委員：

申請が出るのはシーズンでいえばいつごろですか。

部会長：

今、私が言ったのは、資料5のP4ですね。この右側の表にミヤマガラスを加える必要があるかということです。

委員：

ミヤマガラスは非常に特徴的で、11月から4月の中旬の冬場しかいません。また、人家の屋根の上やゴミ箱をあさったりといった行動はあまりなくて、圧倒的に農耕地で行動します。ですから、どのような届けが出るかによって、種類が変わると思います。

部会長：

この表では、2種類(ハシブト・ハシボソ)は、1月～3月は被害時期の対象になっていませんよね。

事務局：

許可権限は市町に移譲されていますので、詳細な申請時期は今、把握していませんが、現行の計画でカラス類としていたものは、被害発生時期が4～12月ということで、委員がおっしゃったような「冬鳥」としてのミヤマガラスの被害の時期とは一致していないという感じがします。被害の声としては、県ではそれほど聞きません。おそらく、カラスは農業被害としては捕獲まではなかなかいかないかも知れません。むしろ被害としては鉄塔とか家とかに巣を作ってしまう、成鳥というよりは卵を取りたいという話をよく聞きます。ただ、カラスが巣を作っているのはわかっているが、それがミヤマガラスかどうか、という判断がつくのか、というところは御意見を伺いたいです。

委員：

ミヤマガラスはそういったところにはまず巣は作りませんので、そのへんも捕獲の指導の参考になるといいですね。

事務局：

そういう生態情報も含めたマニュアル整備が必要だという事でよろしいでしょうか。

委員：

知らずに獲ってしまったというのでは種を限定した意味がありませんからね。

部会長：

いまのカラスの件ですが、資料2の裏側に「変更案」の対象鳥獣はカラスとなっておりますが、類をつけたほうが良いのではないですか。

事務局：

一番下に、「表中カラスは・・・」「ドバトは・・・」と説明を加えています。

部会長：

わかりました。あと、この変更案で「許可対象1」の「場所」で、「当該建築物・施設内」というのがありますね。これは一般の人が聞くと「施設内」というのは、さっき言った「鉄塔や電力設備」は施設があってその外側にくっつけるイメージがあるので、対象外だと思わないでしょうか。

事務局：

誤解があれば直すべきだと思いますが、本文については、新旧資料の6Pをご覧くださいと、「1-2)個人であって、捕獲等の許可対象となりうる者」のbの3行目ぐらいをご覧くださいと、「当該建築物・施設等において」と書いてあり、「内」とは書いて

いません。ですからいま部会長がおっしゃるような誤解を生じさせる可能性がありますので、よろしければ「内」をとってもよろしいでしょうか。

部会長：

そのようにした方がいいでしょう。

委員：

よくわからないので教えていただきたいのですが、現状では害獣駆除は市町が主体となっていくということで一般の方にしてみれば非常に明解だと思います。今回このような合理化が行われ、いろんな所で捕獲に熱心な人が増えると、いろんな所で害獣駆除が行われる。すると一般の人については非常にわかりにくい状況が想定されると思います。道を歩いていて知らぬ間にそこに入ってしまったとか、そういう状況が生まれかねないと思います。いままで以上に害獣駆除の意義というか、被害状況がこうで、これだけ種が増え過ぎているという周知徹底と、現場で今、害獣駆除をしていますというような告知というか、広報的な面も強化しないと混乱が起きないか心配です。鳥獣保護員とかいろいろ書かれていますが、実際はどうなのでしょう。そういった取り組みが明記されているのでしょうか。

事務局：

例えば罾が仕掛けられているところに知らない人が近づいたら、というような、言ってみれば無秩序な状態が起り得るとのご心配というご意見でよろしいでしょうか。

危険なものは、鳥獣保護法上、法定猟法として規定されており、わななどの法定猟法による場合は免許所持者を基本としております。例外として住宅の中というのはありませんが、免許所持者は罾については危険がないように設置する技術を持っています。また、それを誰が仕掛けたのか標識をつけなさいという規定もあり、一定、危険防止についての規制をしています。

もう一点、今回変更したところだけを掲げておりますので、増えたなという印象がありますけれども、よくご覧頂きますと、建物の中、施設の周りだけ、もう一つは農地ということでございますので、そこかしこに許可を取得した人が罾を仕掛ける事が増えるというわけではありません。いずれにしても委員がおっしゃったように、危険防止は常に重視しながらやらなければならない課題ですので、引き続きこれを機会にいっそう見直しまして、きちんと危険防止を認識したいと思っております。

委員：

周知という点に関してはかなりマスコミの方にも手伝っていただいて、正確な情報を伝えないと、結構、漏れ聞こえてくる話では、「今度から何でも通るらしいよ」とか「農

家や百姓をやっている人は我慢しなくていいんだ」とかいうことがまことしやかに流れていますので、逆に十分警戒してやったほうがいいと思います。都合のいい所だけがとられて、現場では「なんでも獲っていい」となっているみたいです。

結構年配の方も多いですし、これまで被害を受けているのに「獲れない、獲れない」というフラストレーションがたまってきた中で「緩む」と聞いたら「よし」となるので、気をつけて対策したほうがいいと思います。

事務局：

ありがとうございます。これは公示をすることで最終成立するのですが、その際には、今おっしゃったような事も含めて改めて周知したいと思います。そういった懸念も生じるのかなということで、最初の素案では「許可基準の緩和」と書いていたのですが、「合理化」に変えようということで、なるべく誤解を生まないような表現に努めておりますが、それでも、そのような問題が、伝言ゲームのようになってしまうということは、今お聞きしましたので、改めて「そうじゃないよ」という周知は考えたいと思います。

部会長：

資料6の17P「学術研究を目的とする場合」と書いてありますが、これは国のほうと内容を合わせてあるのですか。

事務局：

基本的にここの部分は、国の基本指針に準じた内容としています。ちなみに許可権者は、念のため申し上げますと「有害鳥獣捕獲」はわが県においては基本的には市町に委譲しています。学術研究については県が直轄で許認可しております。

部会長：

私が見たところ「学術研究」の の中の3)として「主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究である」と、有害なものの生態を知って、コントロールするという意味ででていると思うのですが、今の時代になってくると、遺伝子的にどこから来たというような調査とかが必要になるので、考えが古くなっている気がします。「等」の中に入っているのかもしれませんが、そろそろ考えたほうがいいのではないのでしょうか。

事務局：

わかりました。この次の11次計画の時には国の基本指針の内容も少しは変わると思います。

部会長がおっしゃるように、有害対策のためというよりは、実際学術研究の目的で多

いのは自然環境のアセスメントで捕獲調査を行う許可の申請が多いです。また、学術的に遺伝子レベルで調査したいというのは基本的に許可を出しております。部会長がおっしゃる「等」の中ということで、運用で対応させていただいています。11次計画見直しのときに課題の一つになるかもしれません。

委員：

申請が出たら許可をしますよね。結果のフォローというのはどういう形で行われていますか。

事務局：

何匹と言う許可を出しますので、必ず報告を出しなさいというのをすべての許可においてやっています。最終的に目的が達成されたら返納の際に種ごとに何羽、何頭という報告書がついてきます。

委員：

県で集約までわかるのですか。

事務局：

最終統計と言う形でわかっております。

委員：

県はその結果を公表していますか。

事務局：

すべて鳥獣統計の中で公表しております。

委員：

捕獲報告については、きちんと報告させないと、何でも撃ってしまって、落ちたものを一部は埋めて、一部は報告書に記載してという、建前上の許可と報告になるので、このへんの指導をしっかりとっていただきたいです。それをしないと完全に無法状態に現場はなりますよね。その辺はどう考えていますか。

事務局：

基本的に許可を受けないと違法で、懲役とか罰金という話になりますけれど、この捕獲報告についても罰金が規定されている部分になっています。たかが報告ではなく、法的に罰則も付いている義務事項だと徹底することだと考えています。

委員：

間違っ捕獲したり殺したりすることは罪なんだという事を厳しく指導していただく必要があると思います。

事務局：

いずれにせよ、「追い払い等によっても被害が防止できない場合」というのが大前提にあります。相談を受けた時には、まず本当に捕獲する必要があるのかといったところから審査等のやりとりを現場ではまずすると思います。

委員：

私も農業を営むものなのですが、伊香立は鳥獣保護区になっていますね。

「獣類を守りましょう」という保護区の横に、京都の業者がダンプカーで土砂を積み上げる行為があって、獣道が閉ざされてしまって、シカたちが途方にくれるような表情で積み上げられた土砂の上に立っていました。本来ならいつもここを駆け抜けて向こうの谷に通じていたのに、といったところでしょうか。でも、シカも賢いもので、また違うルートを通ってうちの畑にも来ようとしますけれど、一つは保護区で本当に保護が出来ているのかという大きな眼で見ていただかないと、なぜ保護区にしたのかというのが違う意味でもつぶされているということがあります。

今、農業を営むものとしてシカやイノシシの被害が年々多いので、何を植えても端から食べられる状態で、お客さんが来られるので昼間は見ていただいて夕方には全部ネットで囲わないと、朝に全部食べられているという状態の中で、何か仕掛けて生態系のバランスが取れるようにすればいいんでしょうけれど、うちはいまのところしていません。そんな中で実際農業を営む私達が畏でも仕掛けようと思ったら、猟友会にお願いするのがいいのでしょうか。猟友会に最後まできちっと処理をお願いするというのが、農業者として一番適切な行為なのでしょう。中には自分たちでうまく仕掛けてお肉を捌く人もいますが、わたしたちはたまたまこのような会議に出ていますから、猟友会へお願いしたら良いのかなと思いましたが、そうでないと、畏を仕掛ける手順すらわかりません。

事務局：

おっしゃるように農業をやる人が自らやろうとすると狩猟免許が必要ですので、免許を持つプロの方をお願いするか、地元の市町にお話をする事だろうと思います。大津市もシカについて有害捕獲をやっておりますので、地元の猟友会あるいは市のほうへご相談されると良いと思います。

最近では、高島、長浜などでは農業をやっておられる方が自分で狩猟免許を取られる

例も増えています。大きな農場の場合、自衛のためということかもしれませんが、そうでない場合にはプロにご相談をということです。

部会長：

今の話を聞いていると、法律を細かく間違いなく作るのはいいいのですが、もうちょっと簡単にわかりやすく、どんな事が可能かというパンフレットとかをネット上に出すといったことが同時に必要ですね。

事務局：

獣害につきましては「地域ぐるみで」というキーワードがありますが、集落が市町あるいは県の地方事務所と連携をしながらやっていくのが重要だと思います。地域の方が「獣が来るからしんどいなあ」だけではなくて、どう立ち向かうか、というのを「地域ぐるみ」で考えていくのも大事かと思いますが、普及啓発を農業経営課とも連携してさらにやっていきたいと思います。

委員：

先ほど委員がおっしゃった被害はシカの被害の事ですか。ニホンジカですか。

委員：

はい。シカとイノシシが特に。

委員：

ニホンジカについては、個体数調整というのがあります。大津市では四つ猟友会がありますが、被害届があった場合は捕獲に従事するという事になっていまして、例えば委員が被害にあって困るという場合、市役所の農林水産課などに相談されますと、保護員が実際に見に行っ、実際被害があったかどうか確かめてその報告に基づいて地区の猟友会に市の農林水産課から要請があって、従事者を選抜してその前の年に狩猟登録を行ったものから選ぶということになっています。

どんどん言っていたら直ちに出来るようになると思いますけれど。

委員：

ただし保護区はそれに入らないのですよね。

事務局：

鳥獣保護区であっても有害鳥獣の許可が下りれば捕獲は可能です。

委員：

伊香立は去年縮小と拡大をしましたから、上龍華は保護区から外れていませんか。新しい地図をいただいたら外れているはずです。

事務局：

御指摘のとおりです。

委員：

失礼な質問かもしれませんが、鳥獣保護事業計画の変更の前提となるのは、被害の状況と個体数の把握だと思えます。現状山間部においては電気柵の設置など、かなり対策が取られて来た経緯があります。わたしもよく山に入りますが例えばツキノワグマにいたっては個人的な感覚ですが激減している。姿だけではなくて糞や形跡からそんな感覚があるものですから聞いておきたいのですが、こういった捕獲が強化される方向の中で、具体的に従来以上に調査の精度を上げる取り組みをされているのでしょうか。

それと害獣から農業を守る具体的な成果と伺いますか、個々に聞きますと集落がすっぽり柵の内側になるようなところでは、川や道路がなければかなり減ったというのを個人的に聞きますけれど、その一方でシカなんかでは貴重な地域活性化の資源になる、ということは計画的に獲る状況がなければ設備投資も無駄になりますし、今まで以上に獲る量や生息数の管理を緻密にやらないと先々思わぬ激減をしまして、施設も設備も解体して必要ありませんという状況が生まれなかと危惧していますけれど、特に生息数の把握と言うのが鳥類に比べ、例えばツキノワグマ、シカ、イノシシ類はなかなか見にくいです。僕の行っている所がたまたまかもわかりませんが、ちょっと危惧しています。具体的な取り組みが必要だと思えます。

事務局：

ありがとうございます。まずツキノワグマの件ですが、委員もおっしゃるように、数が少ないことは確かです。新旧対照表の10Pをご覧くださいと右の表の三つ目の箱に許可基準が書いてありますが、原則「殺すな」というのがわが県におけるクマに対する態度です。これは「特定鳥獣保護管理計画」の中でツキノワグマに関してもおとし、この審議会でも議論を頂いて策定させていただきました。捕獲は原則移動放獣。狩猟は自粛と言う方針が決まっています。我々も檻に捕まった場合は、山奥に放獣しています。あわせて、数が少ないものですので、ヘアートラップ方式でメッシュをとった上で、クマも生息数は継続的に調査をしております。

他方ニホンジカでございますが、むしろ個体数を調整するという観点から「たくさん捕獲をすべし」というのが計画上定められております。今も捕獲実績よりかなり多い目標数を掲げておりますので、たくさん獲れと圧力をかけるべきと思いますが、委員のお

っしゃるように、8000頭とかいうレベルのものを未来永劫続けていくわけではありません。一定生息数が安定すれば個体数調整の事業もやめます。そういった施策はモニタリングをしながら調整していくべきものと考えております。

シカにつきましても生息数は糞塊密度と目撃効率の2つの調査をメッシュごとに区切って推定しております。

委員：

22Pの「第十 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項」で「5 鳥類の飼養の適正化」と言う文章が出てきますが、今の時代にそぐわない言葉じゃないかと思えます。もっと適当ないいタイトルになりませんか。野生の動物を扱っている中で、「鳥類の飼養の適正化」というのは誤解を受けやすい文章じゃないかと思えます。たぶん古い時代からこの言葉で使われてきたのでそのままになっているとは思いますが、もともと飼わないものだという大原則がとんでしまっているようにも受け取れます。

部会長：

違法でないものの飼養というのはどのような可能性があるのですか。

委員：

昔は小鳥類でも飼うための届出をすると飼える種類があったのですが今はほとんどありません。

事務局：

今はメジロであれば愛玩のために一羽に限りOKとなっています。昔と比べるとかなり門戸は狭いと思いますが全面的に飼養が禁止されているわけではありません。

委員：

メジロぐらいしかないと思います。

部会長：

メジロのみ、一羽だけなのですね。鳥類は鳥類ですね。

委員：

「飼うのが適正なんだ」と誤って伝わりやすいと思うのですが。

事務局：

内容的には、違法な飼養はやめましょうという内容になっていますよね。

委員：

ですよね。内容はね。

事務局：

タイトルが「適正な飼養ならどんどんやってもいい」という誤解を招きかねないので、という意見ですね。

委員：

そう感じます。基本的には飼ってはいけないという事がタイトルから分かって、その中で特例の説明をするような文章にしないと、時代にそぐわないと思うんですが。

事務局：

おそらくここも国の基本指針以外の言葉を使う理由がないので、そのとおりにやっているのだと思います。例えば「鳥類の違法な飼養の防止」とした方がいいですか。

委員：

飼うのを否定する文章がいいです。「適正化」というのが肯定する文章に近いですから誤解を受けやすいと思います。

事務局：

国の指針を一言一句そのとおりにしなければいけないという事はありませんので、必要があれば見直してもいいと思いますが。

部会長：

次計画策定の際の宿題にしたらどうですか。

事務局：

わかりました。「11次計画」はそんなに遠い先ではありませんので、きちんと議事録にも残して検討したいと思います。

部会長：

各府県からの意見を国に活かす経路は確保されているのですか。

事務局：

国が計画をつくるときはあらかじめ全都道府県に意見照会があるはずですよ。

部会長：

では、意見があれば集約しておいて、そういった機会に要望すればいいのですね。

事務局：

そうですね。

委員：

11次の「鳥獣保護事業計画」に向けての意見でも、発言して構いませんか。

部会長：

時間がありますので、どうぞ。

委員：

キジの放鳥の件ですが、前にも言ったかも知れませんが、時代にそぐわないのではないかと。また、「外来生物法」にも解釈の仕方によっては触れるのではないかな、と思われる事項ですので、ぜひ次につなげてください。

あと、先ほどのご意見で「誤捕獲」に関する話があったと思うのですが、今回の変更とは直接関係ない話かもしれませんが、だんだん「はこわな」による捕獲がこういうこともふまえて増えてくると思いますが、イノシシに関してもシカに関しても「はこわな」で獲る方法が他府県でも増えていきますね。

その中で、誤捕獲でクマが捕まっている、見つけた時には歯がボロボロになってどうしようもないという事例を福井や兵庫から聞き及んでいます。できればすぐにやってほしいのですが将来的にツキノワグマの抜け穴のない「はこわな」の設置自体をNGに出来る取り組みを何かぜひお願いしたいと思います。それをやっていくことによって、歯がボロボロになって放獣しても生きていけないだろうというクマをつくる事を防ぎますので、それはぜひ進めてほしいなあと思いますね。

事務局：

現段階においては「特定計画」や「10次計画」の中で、「やめましょう」というどちらかというと努力義務的な状態になっています。法律として禁止する事も制度としてはありますので検討していきたいと思います。

委員：

ぜひお願いします。

委員：

誤捕獲の話が出ていますけれど、例えばイノシシを取るために仕掛けた箱檻にクマが入る、この場合移動放獣という方法がありますけれど、勝手にクマが脱出口からでていけるように、「脱出口を作りなさい」と県から指導していただいていると思いますが。

クマは自分で肩の関節をはずしてある程度の大きさになったら脱出できますから、30～40 cm位の穴があれば頭が入ったら出られますので。

事務局：

その件については、今は努力義務としてやっていただいている行政指導ということになります。それを法律の違反事項として定めることが制度上可能なので、それも含めて検討事項とさせていただきたいという趣旨でお答えしていました。

部会長：

いろんな話が出ましたが、今回、検討した中では「ここを修正しろ」ということはなかったと思いますがいかがですか。（少し間あり）では、これで「答申」とさせていただきますがご承認いただけますでしょうか。（少し間あり）では案のとおり答申したいと思います。本日予定していた議事は以上ですが、その他で事務局から何かあればお願いします。

事務局：

（委員の任期が5月末までであり、部会としてはおそらく最後になるため、お礼の言葉）

部会長：

それでは、これで本日の自然環境部会を終了いたします。委員の皆様には熱心に御審議をいただき、ありがとうございました。それでは司会を事務局にお返しします。

事務局：

委員の皆様には、熱心に御審議いただきありがとうございました。本日いただきました御意見を踏まえ、種々の対策を進めて参りたいと思います。ありがとうございました。